

第2回条例検討会議_会議録

○開会挨拶（司会：蒔苗 防災危機管理課長代理）

皆様、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、第2回青森県自助・共助を基本とした防災条例検討会議を開会いたします。

本日の司会を担当いたします防災危機管理課の蒔苗と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、会議設置要綱第6条第3項の規定により全て公開となっております。

報道機関の方々の入退室は自由ですので、申し添えます。

また、本日11時頃をもちまして、船橋委員が所要により途中退室されますので、あらかじめ申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、青森県危機管理局次長の佐藤から挨拶があります。

○次長挨拶（挨拶：佐藤 危機管理局次長）

おはようございます。まずこの第2回検討会議ですが、先週7月31日を予定しておりましたけれども、津波警報が出たということで、その対応のために延期させていただきましたことをまずもってお詫び申し上げます。

この津波警報の発表に伴いまして、沿岸の市町村から避難指示等が発令され、対象地域の一定数の住民が避難をいたしましたけれども、逆にいいますと、避難しなかった方もいらっしゃるということで、やはり県としては、より多くの県民に避難行動を取っていただくために、防災を「じぶんごと」と捉え、自分の身は自分で守るという原点に立ち返って取り組んでいただく必要があるということ再認識した次第であります。

あと、皆さんもご承知と思いますけれども、昨日からつがる市と鱒ヶ沢町に土砂災害警戒情報が発表されておりまして、現時点でも継続中であり、また、大雨警報と洪水警報も出ております。土砂災害警戒情報は昨日の夜から出ておりますので、県としては警戒本部を立ち上げている最中でありまして。

気田課長と蒔苗代理は徹夜であります。津波警報の時も2人完徹でございました。

我々の方は精一杯やらせていただいております。満身創痍の状態でありますけれども、よろしく願いいたします。

第1回検討会議では、委員の皆様から幅広く忌憚のないご意見をいただきました。

今回は、そのいただいたご意見を踏まえて、事務局が作成した条例案をまずもってお示しさせていただきます。

委員の皆様には、条例制定の目的である、県民等の防災意識を高め、自発的な防災活動の促進等を図るという観点で、条例案を基に自助、共助の促進につながるご意見などをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議事進行（司会：蒔苗 防災危機管理課長代理）

進行に支障がないように頑張りますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより議事の方に入らせていただきます。

ここからの議事進行につきましては、会議設置要綱第5条第1項の規定によりまして、立岡座長にお願いいたしますので、座長席の方への移動をお願いいたします。

○議事進行（立岡座長）

皆様、おはようございます。

それでは次第に従いまして議事を進めます。

初めに、議事の（1）、（2）は関連事項ですので、事務局から一括して説明をお願いいたします。

○議事、趣旨、骨子案説明（気田 防災危機管理課長）

委員の皆様、おはようございます。事務局の防災危機管理課長、気田です。

座ってご説明させていただきますが、まず最初に、配布資料の方、資料1、2、3の他に本日、青森県地域防災計画を机の上に置かせていただいております。

これがある意味、公助の主な部分がかかれていまして、今回、条例の方は自助、公助を中心にしたものということで、第1回検討会議では、公助の部分をどう書くかとか、もっと必要じゃないかというようなご意見もあったかと思っておりますけれども、地域防災計画の方、前回お示しできなかったもので、改めまして、地域防災計画に公助がかかれていまして、このことをお知らせするために配布させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づきましてご説明させていただきますが、資料1、2、3のうち、2の部分、前回の委員の皆様からのご意見に、どのように検討し、対応したかという部分につきましては、事前に配布させていただきますけれども、非常にボリュームの多いものですから、こちらの説明は省略させていただきますので、資料1の方で主なものについてご説明させていただきます。

まず、資料1の2ページをご覧ください。そして、資料3の条例案もお手元の方に準備していただければと思います。

第1回会議でいただいた意見を条例へ反映させた主なものとして書かせていただいておりますが、まず項目の1つ目、多くの委員の皆様から、民間との連携について規定するべきとのご意見がありました。

具体的には、民間と市町村が連携するネットワークづくりが非常に重要ということや、行政、民間それぞれの強みを活かし合いながら取り組むといった様々なご意見いただきましたが、その趣旨をこちらの方でなるべく条例に反映させるという形で、そのままというよりは趣旨を反映させる形で条例の方に盛り込んでおりますので、その内容についてご

意見等あればいただきたいと思います。

まず、この民間との連携について反映させた条項として右側の方に書いているのですが、第2条第3号の部分ですね、災害支援団体というのを定義しているんですけども、これが我々の方でも、民間団体等と委員の皆様がおっしゃられた部分を災害支援団体として定義しました。

そして、この災害支援団体について反映させた条項が第3条の第4号です。県、市町村及び災害支援団体等が相互に連携し、協力して取り組むこと、これを基本理念として規定しております。

そのほか、第5条の県の責務につきましても3ページ目、国、他の都道府県、市町村及び防災支援団体等と連携し、地域防災計画の内容に繋がるように規定しております。

第6条でも同様に災害支援団体等と連携し、というように反映させております。

第12条は自主防災組織等の活動促進という規定のところ、災害支援団体と連携しながらという形で反映させております。

そして、次の項目、市町村に関することについては、様々な取り組みの中核は市町村であるというようなご意見いただきましたので、第3条の第4号において、市町村に関する文言を加え、協力して取り組むということを規定したほか、第6条に市町村の責務を明確にお示ししております。

そして次に、人材の育成にも力を入れるべきというご意見でしたので、第15条で県の施策を規定しまして、第15条の第1号で防災に関する正しい知識及び技能の習得のための県民への研修等の実施及び促進並びに防災活動の促進のために必要な人材の育成を行うと、こういう施策を講じるということで規定しております。

次に、防災意識の向上、自分ができる行動を身につける、防災力をつけることを目標としなければならないということや、3日間は自力で対応することが知られていないというようなご意見がございました。これにつきましては、まず第1条の目的のところにおいて、この条例は、災害から県民の生命、身体、財産を守るための防災対策について、基本理念を定め、県民、事業者、自主防災組織と、そして県及び市町村の責務を明らかにするとともに、県民等による防災活動及び当該防災活動の促進に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、県民等の自発的な防災活動の促進を図るということで、県民等が自発的に行動できる力をつけるというものを目的に反映させております。

そして、第3条の基本理念におきましても、自分の命は自分で守ることを最優先とすること。そして、災害の発生を想定し、被害を最小限に抑え、迅速な回復がされることを基本とすること。そして第3号、県民一人ひとりが自助及び共助の意識を持ち、他者の人格と個性を尊重して災害時に行動できるようにすること、という形で趣旨を反映させております。

そして、第4条の方に、県民等の責務として、県民等は、基本理念にのっとり、日常的に自ら防災対策を行うことにより、自助を実践するとともに、自主防災組織等による共助の活動並びに自助及び共助の促進に関する県及び市町村の施策に協力するよう努めるという形

で、県民の皆様の防災意識の向上を図るという趣旨を反映させております。

そして最後、第15条の県の施策の部分、これも先ほど御説明しましたが、まず第1号の防災に関する正しい知識及び技能の習得のための県民への研修等の実施というような部分と人材育成の部分、そして第2号の県民を行う生活物資の備蓄の促進に関する普及啓発、これは3日間の備蓄という意味が含まれている規定になりますけれども、こういう形で反映させております。

そして、次に、県民向けに具体的な内容を示して伝えないと理解してもらえないだろうということにつきましては、第7条から第15条に反映しており、例えば第7条であれば防災知識の習得であるとか、第8条であれば備蓄というように、具体的な県民等の活動としてどういうものをしていただきたいかということの規定しております。

そして、条例の目的として、まず命を守るというところを強調してほしいというご意見がございましたが、これは先ほどご説明いたしました、第3条の第1号で、自分の命は自分で守ることを最優先とするということの規定しております。

そして、多様性への配慮という部分、それぞれの立場で対応する人たちの力が必要だということも条例のどこかに入れていただきたいということですが、直接入れ込むのはなかなか難しかった部分もございまして、第3条第3号において、県民一人ひとりが自助及び共助の意識を持ち、並びに他者の人格と個性を尊重して災害時に行動できるようにすること、という形で規定しております。

そして、避難所の方に様々な人たちが避難されることから、避難所における生活環境の確保の部分で、第14条のところに、県民及び自主防災組織等は、主体的に避難所の運営に携わるとともに、避難所に滞在する被災者一人ひとりの人格、個性、心身の状態に配慮しつつ、避難所における良好な生活環境を確保するよう努めるものとする、このような規定としております。

以上が条例に反映させた主なご意見ということになります。

そして、資料1の方の3ページ目についてですが、第2回会議でご意見をいただきたい事項、先ほど次長の方からもお話がありましたけれども、改めまして説明させていただきます。

右側の方に、条例制定の必要性ということで、第1回会議で説明した内容になるのですが、改めて書かせていただいております。

県、市町村による公助だけでは限界があるということで、地域防災力の向上を図るためには自助、共助の力の向上が不可欠である。そして、県民等の防災意識を高め、自発的な防災活動の促進を図る。このために県民等がすべきこと、取り組みを明らかにした条例が不可欠であること。これが条例の制定の必要性であり、このことを踏まえまして、先ほど御説明したように条例案を構成しておりますけれども、この条例案を基にご意見をお願いしたいと考えております。

例えば、自助、共助の推進につながるアイデア、県民や事業者の新しい取り組みにつなが

るアイデアや青森県のユニークな取り組みにつながるアイデアなど、いずれも、自助、共助という部分、これがどうすれば県民の方に浸透するかと関心を持っていただけるかというところ、この辺について、委員の皆様のアイディアをいただきたいと考えております。

そして、ご意見のいただき方については、先ほどご覧いただいた条例案、グレーで網掛けをしている部分があったかと思いますが、それが条例の項目になります。

目的、定義、基本理念、各主体の責務等々、その部分の単位ごとに区切ってご意見をいただきたいと思います。

そして、事前にお配りした資料にはなかったのですが、最終的に前文の方を当日までには準備したいということでお知らせしてございました。前文も本日お示ししておりますので、前文については最後の方にご意見をいただければと思います。

そして、4ページ目は今後の手順、段取りについて改めてお知らせいたします。

まず、本日、第2回の検討会議は当初の7月から8月にずれ込んでおります。

本日、条例の検討をしていただいた後、青森県防災会議、地域防災計画等を策定、修正する機関となりますが、こちらの委員に意見を照会しまして、それらを踏まえた条例案を事務局の方で検討し、その上で第3回の検討会議でお示しして、検討結果の方を取りまとめるということで考えております。

そして、その後、第3回の検討会議での内容を踏まえまして、立岡座長と報告書の内容を調整し、10月から11月において、知事に検討結果を報告するという段取りを考えております。

その後に、議会関係、パブリックコメント等を踏まえまして、最終的には2月議会で審議いただいて、議決された暁には来年4月1日に施行という段取りとなります。

以上が資料1の説明となります。

続きまして、資料3が条例案になります。前文の方は、最後にご意見いただく部分となります。

まず全体をざっと触れさせていただきますけれども、第1条が目的となります。

第1条では、災害からの県民、災害から県民の生命、身体及び財産を守るための防災対策について基本理念を第3条で定める。そして、県民、事業者、自主防災組織等、県及び市町村の責務を明らかにする、これが第4条から第6条の規定になり、県民等による防災活動及び当該防災活動の促進に関する県の施策との基本となる事項、これが第15条になります。これを定めることにより、県民等の自発的な防災活動の促進を図り、もって災害の強い地域社会づくりに寄与することを目的とするということで、この条例で何をするのか、そのためどのような規定を設けているのかというのを規定する条文になっております。

そして、第2条は、この条例で使う文言の定義になっております。

第3条は基本理念ということで、先ほど反映させた分でのご説明をさせていただきましたが、この条例の基本的な理念、自分の命は自分で守ることを最優先とすること等の基本理

念を定めている部分になります。

そして、各主体の責務、これが第4条以降になるのですが、第4条で県民等の責務、第5条で県の責務、第6条で市町村の責務となりますが、県民等の具体的な取組については第7条から第14条で規定しております。

県民等の責務について、改めまして規定の内容を説明しますと、県民等は、防災対策について、第3条の基本理念にのっとり、日常的に自ら防災対策を行うことにより、自助を実践するとともに、自主防災組織等による共助の活動並びに自助及び共助の促進に関する県及び市町村の施策に協力するように努めるものとするということで、県民等は、自分でまず自助を実践するというのと、共助の活動も行う。そして、県と市町村の施策にも協力するという、そういう責務があるということを規定しております。

県の責務につきましては、前段の方、県は、基本理念の公助の担い手として、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、他の都道府県、市町村及び防災支援団体と連携し、地域防災計画に定める事項を着実に実施する。これが公助の部分でございまして、地域防災計画に定めたことを着実に実行するというので、具体的な取組は地域防災計画の内容ということになります。それとともに、基本理念に関する県民等の理解を深め、かつ、県民等が行う防災活動を促進するという、県が自助、共助に関して取り組むことを規定しております。

市町村につきましては、市町村が直接具体的に何に取り組むのかというのはなかなか県では規定できないという部分もありますので、地域防災計画に定める事項の着実な実施を図るという部分について規定しております。内容につきましては、先ほど説明したとおり、災害支援団体等との連携の部分については入れ込んでおります。

そして、第7条以降の県民の防災活動、事前の備えという項目になりますけれども、まず県民の自助の項目で、さらに県民対象のものとして防災知識の習得等ということで、第7条、防災知識の習得という規定を設けております。その上で、県民が防災に関する正しい知識及び技能の習得のため、防災に関する研修会であるとか、地域における防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加するよう努めていただきたいという規定となっております。

そして、県民は、自らが生活する地域において、県、市町村その他関係機関が提供する防災に関する情報を活用して、災害が発生するおそれのある危険箇所であるとか、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合における避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否に関する家族の連絡方法等といったことをあらかじめ確認しておくよう努めていただきたいという規定となっております。

第8条は生活物資の備蓄等になります。第8条では、県民は、災害時に自らが必要とする水、食料、医薬品その他の物資を備蓄して、災害及び防災に関する情報を収集する手段を確保し、そして避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努め

るものとするという規定となっております。これは、第1回の検討会議で非常用持出袋の準備について条例に規定してはどうかというご意見もございましたので、そういう部分を、この避難の際に必要な物資を持ち出すことができるよう準備するという形で反映させております。

第9条は、本県の課題でもあります、消防団そして自主防災組織の活動への参加ということで、なかなか強制はできるものではございませんので、県民は、消防団及び自主防災組織等の活動を理解し、積極的に入団及び参加するよう努めるものとするという規定になっております。近年、消防団員数は減少が進んでおりまして、そして自主防災組織等の活動カバー率も上がっているのですが、ワースト2位から脱却できないというようなこともありまして、このような規定を設けております。

そして、自助の事業者ですね。県民ではなくて、今度は事業者の部分で、災害時の事業活動の継続等というのを第10条に規定しております。

事業者は、災害の発生によっても事業活動を継続させるために必要な事前の準備をして、継続的に見直しを行うとともに、地域社会の一員として、防災に関する研修会であるとか、地域における防災訓練や防災ボランティア活動、その他の防災に関する活動に積極的に協力していただきたいということで、このような規定を設けております。また、事業者には当然県民でもあります従業員がいますので、災害時に従業員が必要とする水、食料、医療品その他の物資を備蓄するとともに、消火、救助等に必要となる機材を整備し、これらを定期的に点検するよう努めることとすることで、事業者の責務として、従業員を守るような取組を規定しております。さらに、事業者は、従業員が消防団または自主防災組織等の活動に参加することができるよう環境整備に努めるものとするということで、働いていると消防団等の活動には参加が難しいということもありますので、配慮を求める規定としております。

第11条は自助の県民と事業者の両方を対象に建築物の倒壊の防止という規定を設けております。阪神淡路大震災などでは、建物の倒壊で亡くなった方も多ということがございます。県民及び事業者は、所有し、または管理する建築物の倒壊を防止するため、必要に応じて耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。そして、県民及び事業者は、家具及び火災等について、あらかじめ、災害による転倒、落下、飛散等を防ぐ措置を講ずるよう努めることで、家具の下敷きになるような事態を防ぐことができますので、このように、自分たちでできることに取り組んでいただくという規定を設けております。

第12条は共助の部分で、自主防災組織等の活動促進となります。自主防災組織等は、市町村その他関係機関、事業者及び災害支援団体と連携しながら、防災知識の普及、防災訓練その他の防災対策を地域の実情に合わせて日常的に行うとともに、地域における避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うため、市町村と連携しながら、あらかじめ要支援者に関する情報の把握に努めるということで、まさに1人では逃げられない方を地域で支援することに取り組んでいただきたいということで、このような規定を設けております。

第13条は発災前後の避難行動ということで、事前のものではなくて、もう危険が迫っているというような場合についての避難行動を規定しております。県民は、避難の指示その他の避難のための措置の発令、避難指示等の発令は市町村が行いますけれども、発令された際は速やかに避難し、避難の指示等が解除されるまでの間、避難を継続することの規定となっております。これは、根拠もなく、危ない、または危ない状態なのに自宅に帰るとか、そういうことはしないようにということを規定したものです。また、県民は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難の指示等の発令がない場合であっても、自分が今いる場所がどういう状況であるかという情報の収集に努め、避難を要すると判断した時は自主的に避難することとし、避難を要しないと判断されるまでの間は避難を継続するという規定を第2項として設けております。そして、第3項は共助の部分。自主防災組織等は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、地域における情報の収集、伝達、避難の誘導、消火、人命救助、救護その他災害の拡大の防止に努めていただくという規定になっております。

第14条は、実際災害が発生した後、避難生活を送る部分に関する規定となります。避難所の生活環境の確保というのは、もちろん物理的には行政の方で、市町村を主体に、県が補完する形で整備することになりますが、実際の避難所に入ってる方々、その方々の活動というのも非常に重要になります。ということで、県民及び自主防災組織等は、主体的に避難所の運営に関わる、携わるとともに、避難所に滞在する被災者一人ひとりの人格、個性、心身の状態に配慮しつつ、避難所における良好な生活環境を確保するよう努めるものとするという規定を設けております。

第15条は県の政策になります。これまで規定した部分、県民等や自主防災組織等の方々にこう取り組んでいただきたいものについて県が促進するというような構成になっております。第1号は知識の習得等。これは第7条の防災知識の県民の習得、これに対応する規定になっております。第2号は備蓄の促進に関する普及啓発、これは第8条に対応するものになっております。第3号は消防団員の確保及び自主防災組織の設立に向けた県民の普及啓発、これは第9条に対応しております。そして、第4号は事業者に対する防災に関する正しい知識等、第5号は事業者が行う備蓄、第6号は消防団等に対する事業者への普及啓発に関する規定ですが、これらは第10条に対応したものになっております。第7号は建築物の倒壊及び家具等の転倒防止に関する県民及び事業所の普及啓発等についての規定ですが、こちらは第11条に対応しております。第8号は自主防災組織等の充実の促進に関する規定であり、こちらは第12条に対応したものとなっております。第9号は災害が発生した場合の情報収集と県民等への速やかな提供、第10号は避難行動要支援者の避難支援の円滑な実施に向けた市町村、事業者への支援に関する規定ですが、これらは第13条に対応したものとなっております。第11号は避難所の良好な生活環境を確保するための市町村と連携した避難所環境の整備に関する規定ですが、こちらは第14条に対応した規定となっております。第12号は、第1号から第11号の規定のほか、県民等による自助及び協力の促進

に施する施策ということで、包括的に対応できるように規定しております。

第16条は防災啓発期間に関する規定です。県民等による防災活動の一層の充実を図るため、県民等が防災に向けた取組を積極的に実施する期間を設けるということで、これは、昨年、県で防災ウィークというのを設定しまして、防災チャレンジという、県民の皆様に、自主的に防災に関する取組をしていただくという取組をしたのですが、この取組の定着を図りたいというのもございまして、こういう防災啓発週間、実際には2、3週間あるのですが、そういうような期間を設けるというようなことを規定しております。

最後の第17条については、これも定型的な部分ではありますが、県がこれらの取組を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるという規定になっております。

以上が、事務局の方で整理した条例案になります。

説明は以上になります。

○議事、質疑応答（立岡座長）

説明ありがとうございます。それでは次に、議事の（3）、質疑応答を行います。

ただ今の事務局からの説明に対する質問は何かありますでしょうか。

なお、ここでは事務局の説明に対する質問に限らせていただき、意見交換については次の議事で行いますのでご承知おきください。

また、発言の際には、挙手の上、マイクを使ってご発言くださるようお願いいたします。

どなたかご質問のある方いらっしゃいますか。

○質疑応答（船橋委員）

第5条の県の責務のところ、他は災害支援団体ですが、ここだけ防災支援団体となっているのはなぜでしょうか。

○船橋委員への回答（気田 防災危機管理課長）

誤りです。申し訳ございません。

○質疑応答（船橋委員）

定義の第2条で、第7号と第8号のところに空白があるのは理由があるのでしょうか。

○船橋委員への回答（気田 防災危機管理課長）

ご指摘ありがとうございます。こちら誤りですのでこの場で訂正します。

○質疑応答（北向委員）

まず、第7条第2項で、県民は、自らが生活する地域において、となっておりますが、生活というのは、学校や職場などすべてを含めてという意味でしょうか。

○北向委員への回答（気田 防災危機管理課長）

そうなります。

○質疑応答（北向委員）

第13条で避難の指示その他の避難のための措置の発令等があった時は速やかに避難と
なっていて、そのとおりではあるのですが、特に、コロナ以降、避難所に必ずしも行かない、
つまり、自宅で避難、あるいは親戚のところに避難というように、自宅で安全が確保でき
るのであれば、自宅にとどまるというのも最近の方向性としてはあるので、もしかするとそ
ういう文言を入れ込んでもいいのかなとは思いました。安全確保に努めるとかですね。

○北向委員への回答（気田 防災危機管理課長）

御意見ありがとうございます。

○質疑応答（葛西委員）

第14条ですが、避難所における生活環境の確保というところで、県民及び自主防災組織
等というふうに定義をなさってるんですけど、ここに災害支援団体っていうのを入れると
いう議論があったかどうか、もし入れないのであれば入れない理由があったのか、お伺い
できればと思います。

○葛西委員への回答（気田 防災危機管理課長）

第14条につきましては避難者の視点で規定したものであり、災害支援団体の方は支援
に入った方々ですので、検討したかどうかというよりも、そこは最初から区別したような認
識です。

○質疑応答（北向委員）

前回申し上げた、正しい情報という文言を入れてほしいという意見を条例に反映して
いただいたということで、ありがとうございます。

第13条第2項の避難行動の中で、「自ら防災に関する情報の収集に努め」という少し柔
らかい表現になっているのですが、「正しい情報を得て」など、もう少し強いものを入れて
もいいのかなと思いました。

先日の津波警報の時にも、かなりの不確かな情報がネットで拡散したという情報があり
ました。他県の防災条例を色々見たのですが、やはり、ネットで不確かな情報が広がる
ということがあまり細かく書かれてないというか、ほぼ書かれてない状況なので、多分、今後、
大きな災害が起きるたびに、そういう不確かな情報が広がるかもしれない環境になって
きているので、そういうことを条例の中に強く入れてもいいのかなと感じました。

○北向委員への回答（気田 防災危機管理課長）

ご意見ありがとうございます。

○議事、意見交換（立岡座長）

それではですね、議事の（４）意見交換を行います。

先ほど事務局の方から、条例案を基に条例を充実させるためのご意見をお願いしたい旨の説明がありました。

いただいた意見の内容については、資料１の３ページのとおり、自助、共助の推進につながるアイデア、県民や事業者の新しい取り組みにつながるようなアイデア、青森県の独自性、ユニークさがあるアイデア、この３つが示されました。

各条例案の項目ごとに意見交換を行い、議論を深めていくこととしますので、各委員におかれましては、積極的にご発言ください。

なお、ご発言の際には、挙手の上、マイクを使ってご発言くださるようお願いいたします。

それでは、条例案の各項目に従って意見交換を行います。まずは、目的についてご意見のある方はご発言をお願いします。

○意見交換／第１条（目的）（米田委員）

全体的にはそうだよねと思いつながら聞いているんですけど、公助もちゃんとあるんだよということが、県民は分からないような気がする。

こうゆう計画もちゃんと作ってるよ、県も取り組んでるよと、寝ないで頑張ってるよ、みたいなことがあるんだけど、いきなり自助、共助を基本とした防災条例を作りますというと、公助やらないの、責任逃れなんじゃないの、みたいなニュアンスが伝わってほしくない。しっかりと目的のところに、公助はするんだけど、それだけだと皆さんの命を守れないみたいなことが書き込まれた方がいいのではないかという気がします。

決して後ろ向きな考え方で作ってるんじゃないっていうことを目的に強く書いた方がいいと思います。

○意見交換／第１条（目的）（立岡委員）

私も今の意見、同意見でございまして、ちょうど言おうと思ってたんですが、やはり公助というところ、公助が支援しないわけではありませぬので、その辺をちょっと盛り込んでいただけたらよろしいかなと感じました。

続きまして、定義に移りたいと思います。定義の部分で何かご質問等ある委員の皆様いらしたら挙手をお願いいたします。

○意見交換／第２条（定義）（米田委員）

これは、私は素人だからですけど、単語として分かりにくいので、自分がどこに属してる

のか、ぱっと見て理解できる県民ってあまりいないのかなって感じがします。

あと、JVOADや社協との繋がりみたいなことをポンチ絵等で分かりやすくしないと、多分一般人は分かりにくいかなという感じがします。

○米田委員への回答／第2条（定義）（気田 防災危機管理課長）

定義の部分以外にはなるかと思うんですけども、全体的な体系図といいますか、そういうが必要ではないかというご意見として受け取ります。

なかなか条例の中に図を入れ込むのは難しいですし、逆に図じゃないと分かりづらいということもあるので、啓発等の際の参考にさせていただきます。

○意見交換／第2条（定義）（小山内委員）

定義のところ、県では来年度、災害中間支援組織を設置するということを目指しているわけで、それを地域防災計画の方に入れ込むというように伺ったような気がするのですが、災害中間支援組織が災害支援団体に含まれるかどうか分からないので、ご検討していただきたいと思いました。

○小山内委員への回答／第2条（定義）（気田 防災危機管理課長）

この定義は何かといいますと、条例の中で使ってる文言の意味を定義しており、災害中間支援組織というのを個別に規定する部分があれば、定義として、災害中間支援組織はこういうものですよという定義が必要になります。

こちらとしては災害支援団体というのを包括的に記載したつもりですが、なかなか読み切れないということであれば、少し表現を変える形で対応したいと思います。

○意見交換／第2条（定義）（葛西委員）

似たような話なんですけれども、まず1点目が、災害支援団体等の「等」の位置づけが条例の中になく、「等」というのはどこまで含まれているんだろうっていうのが1点目です。もう1点が、第3号の災害支援団体、第6号の事業者という定義をしてるのですが、例えば我々、社会福祉協議会とか日本赤十字さんもそうだと思うのですが、我々のような団体が災害支援団体に含まれるのか、事業者に含まれるのかというところが疑問に思いました。

○葛西委員への回答／第2条（定義）（気田 防災危機管理課長）

災害支援団体等の「等」については、精査した上で、修正が必要であれば修正いたします。

そして、災害支援団体と事業者の部分ですが、事業者はどちらかという被災者となりうる者というようなイメージで定義しており、災害支援団体は、災害に関する支援活動を行う団体というイメージとなります。

○葛西委員への回答の補足／第2条（定義） （高橋 防災危機管理課 防災企画GM）

補足ですが、社会福祉協議会の場合であれば、実際に支援する団体ですので災害支援団体になり得ますし、自らの事業所として被災する可能性もあるので、そういった意味では事業所という側面もあります。

ですので、この場合、両方の側面を持つというようなイメージで考えていただければと思います。

○意見交換／第2条（定義） （立岡座長）

他の委員からも意見がありました。現在は避難所に行くことだけが避難ではなくて、安全な場所であれば在宅避難とかいろんな避難方法があると思います。避難とは難を避けることですので、災害イコール避難場所ではない。避難という定義で、難を避けることであるみたいな文言を入れていただけるといいのかなと思いました。

それでは、基本理念の方に移りたいと思います。

ご意見がある委員の皆様いらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

○意見交換／第3条（基本理念） （小山内委員）

理念なのでこの文言に対して云々ってことはないのですが、例えば第3号で他者の人格と個性を尊重してというようにしっかりと掲げていただいた点、それから第5号と第6号で、本県の社会特性を考慮とか、半島地形であるという部分はしっかりと書いていただいたところは非常に大事なところかなと感じます。

本当に、能登半島地震においても、この第3号、第5号、第6号に書かれていることが如実に悪い意味で評価されて被害が大きくなったこともありますので、この文言を、この後の責務であったり備えであったり、いろんなところにしっかりと繋げて、具体化して、理解できる流れにこの条例の中で持っていくことがとても大事かなと感じました。

あと、本県の社会特性というところですが、青森県の場合、NPOのような市民団体の質が他県に比べてまだまだな部分もあるのかなと感じています。

実は能登半島地震の時、石川県がこれまでの政策の中で、あまり市民団体を育てるということをしつかりとやってなかったというお話を伺って、そのため、災害が起きた時に支援団体が地元であまり現れなかったということがあります。なので、市民団体等の育成というのも、この後の方に繋がるとは思うんですが、しっかりと青森県で取り組んでいくことが大事じゃないかと思いました。

○意見交換／第3条（基本理念） （米田委員）

基本理念に入るのかどうかは分からないのですが、地域の中にいると、事業者だろうが支援者だろうがみんな被災するので、地域の外からの支援を中長期的に受け入れられるような体制を事前に作る事が絶対に必要だと思います。災害の支援は社会福祉協議会に任せ

ておけばいいよということには絶対にならないので、外から受け入れられるように事前に準備しておくみたいなのをどこかに書きたい。基本理念なのかどうかわからないのですが、責務ではないと思うので、取組を継続的にやっていくことは絶対に必要と思いました。NPOがしっかり動いてるところはうまく支援が届いたということがあったので、やはり受け入れ体制を日頃から作っておくことは必要かなという気はします。

○米田委員への回答／第3条（基本理念） （気田 防災危機管理課長）

まさに今、委員がおっしゃったこと非常に重要でして、県もそうですし、市町村も受援計画というものを作っており、いかに外部の団体などを受け入れるかという部分について、どこまでこの条例に書きこめるかというのは改めて検討したいと思います。

○意見交換／第4条～第6条（各主体の責務） （立岡座長）

続きまして、各主体の責務に移ります。ご意見がある方は挙手をして発言をお願いします。

○意見交換／第4条～第6条（各主体の責務） （小山内委員）

第4条の最後の文言、「県及び市町村の施策に協力するよう努めるものとする」の「協力」というところ。類義語だと、支援するとか補助的なのという意味合いがあるので、「協力」というよりも、一緒に取り組んでいくという姿勢でいかないとなかなか前に進まないのではないかなというふうに感じましたので、「一緒に取り組む」とか「ともに歩みを進める」という表現の方がよいかと感じました。

○意見交換／第4条～第6条（各主体の責務） （米田委員）

（第5条に）「市町村と連携し」と書いてあるが、市町村任せにすると現実的には難しいと思う。なので、こんなふうにしたらいんじゃないかみたいなパターンを県の方で用意してあげるとはすごく大事かなと思っています。

例えば、人口がこれくらいで高齢化率がこれくらいの水害が起こりそうな地域はこんなことが必要なのではないかというパターンを何個か県が作っておいてあげないと、現実的には判断できないんじゃないかなと思います。

○米田委員への回答／第4条～第6条（各主体の責務） （気田 防災危機管理課長）

なかなか条例の規定では難しいのかなと思っておりますが、おっしゃるとおり、地域によって様々な特性がありますので、どのようなことができるか、施策の方で検討させていただきたいと思います。

○意見交換／第7条～第12条（県民等の防災活動、事前の備え） （立岡座長）

続きまして、県民等の防災活動、事前の備えに移ります。ご意見のある委員はいらっしゃ

いますでしょうか。

○意見交換／第7条～第12条（県民等の防災活動、事前の備え）（小山内委員）

第7条のところに、防災に関する正しい知識及び技能の習得のため、防災に関する研修会と書かれてあります。記載していただいたのはありがたいことだと思いますが、このような文言だと、従来型の知識習得等の研修、例えば段ボールベッドや避難所をただ作ってみるとか、このような範囲でしかイメージが湧かない方が多いんじゃないかなというふうに思います。理念の（3）に「他者の人格と個性を尊重し」と書いてありますが、人権尊重型の研修もしっかりと明記する必要があるのではないかと思います。

例えば、スフィア基準とかの中でも大事なことは、被災者は支援を受ける権利がある、支援者は被災者の権利に基づいた支援をするというのがしっかりと書かれています。ソフト面になるとは思うんですけども、そういう人権尊重型の研修にも取り組むみたいなのもここに1つ明記すると、しっかりとそこも抜け落ちることなくそういう研修がなされるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○小山内委員への回答／第7条～第12条（県民等の防災活動、事前の備え）

（気田 防災危機管理課長）

今のご意見は、どちらかというと、例えば県の施策の方に盛り込むべきではないかというようにご意見として承りました。

この規定は、県民が研修会に参加するよう努めるという規定になっておりまして、研修会の実施内容を規定してるところではないので、どちらかというと第15条の方ではないかと考えます。

○意見交換／第7条～第12条（県民等の防災活動、事前の備え）（小山内委員）

県の施策もそうなんです、受ける側も県民も知識やスキルを一つ一つ身につけていけば、それで何とかなると、それで十分だと思ってる人たちがまだまだ多いと思う。そうではなく、それももちろん大事なんです、人間として、人権という部分から、人権尊重型の研修に参加することも必要だと私は思うんです。

そういう研修の必要性を、県民自身もちゃんと理解しておくことが必要ではないかと感じるところなんです。

○小山内委員への回答／第7条～第12条（県民等の防災活動、事前の備え）

（気田 防災危機管理課長）

分かりました。ご意見ということの確認の意味でもご質問させていただきました。

○意見交換／第7条～第12条（県民等の防災活動、事前の備え） （中里委員）

まずは、この短期間ですごくまとめていただいております。

第7条第2項の下から3行目の部分、「避難場所、避難経路、避難方法その他の安全な確保に必要な事項」に「最新の情報を確認するとともに」という文言を入れていただきたいと思いました。

この間の津波の時にもそうだったんですけども、いただいたメールであったのが、会社の規定で津波が来た時は関係会社の屋上に避難するということだったので、8時間避難したと。

そうしたら社員の方が熱中症になってしまった。これって、元々そういう規定があったっていうのもあるだろうし、今日は何度なんだっていうところも、ハザードマップが古い方もいると思いますし、雪とか雨とか気温とかっていうこともあると思うので、ある程度臨機応変さというか、そういうアップデートみたいなことを入れておいてほしいと思います。

うちの社内でも、津波の時に、テレビ局1局さん以外は全部、浸水ハザードマップでいうと、真っ赤なところに私たちはいると思うのですが、生放送の担当で、もし大きな津波が来た時にどうするんですかという話になった時に、もちろんみんなのために報道するのも大事だけど、自分の命も大切だという話に社内でなりまして。それで、その時の避難場所がその上司によって違うわけですね。元々ある避難場所と津波の時の避難場所が違ったりもしたので。なので、皆さんの情報のアップデートと共有というところを入れてほしいと思いました。

○意見交換／第7条～第12条（県民等の防災活動、事前の備え） （立岡委員）

私の方からも1つ、第7条の避難場所の後に避難所も入れてほしいと思います。

もう1点、第12条、自主防災組織等の活動促進というところなんですけど、自主防災組織もすごく大事なんですけど、消防団も自助、共助に関わってきまして、特別職の非常勤の地方公務員であるんですけど、平成25年にできた消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の中でのピラミッド構造を考えますと、まず常備の消防があって、消防団が来て、その後自主防災組織となってくるようなことを考えると、ここに具体的に消防団という文言も入れてもいいのではないかと思います。

○意見交換／第7条～第12条（県民等の防災活動、事前の備え） （小山内委員）

第9条のところですが、ここには、「消防団及び自主防災組織云々で、参加するよう努める」というふうに書かれています。消防団などはただ人が増えればいいというわけではない。歴史があるので、消防団の役割が固定化されているというふうによく聞くんですね。

具体的にいうと、豪雨災害の時ですね、女性の消防団の方々が、本当は消防団員としてできることをたくさん色々やりたかったんだけど、何もしなくてもいいとかですね、あとは、女性だったので、おにぎり作ってくださいみたいな、そういうふうに言われて、いや、もっ

と自分たちはやれることもあるし、協力できることもあるんだけど、できなかったっていう事例があるんですね。

なので、ここの災害時のその消防団の任務っていうか、その辺をもう少し柔軟性のあるものにしていかないと、せっかくそういう組織があっても、本当に力を発揮することができないことにつながる可能性があるんで、そこを条例に書くかどうかは別として、ちょっと頭に入れていただきたいと思います。

それから次に、第10条第3項のところで「環境整備に努めるものとする」と書いてあります。この環境整備の言葉の捉え方なんですけど、どうしてもハード面だけという捉え方をされる可能性があるんで、ソフト面での環境整備が必要なのかなというふうに感じています。

消防団や自主防災組織に参加したいという気持ちがあっても、事業主とか職場環境的にそういう活動になかなか参加できないという人たちもいるかと思うので、参加しやすい体制整備とか、もう少し具体的な文言を入れてはどうかなと思います。それによって、もっと若い人たちの参画ということにも繋がるのかなと感じるところです。それに加えて、「くるみん」や「えるぼし」などの認定制度があると思うのですが、例えば消防団等の活動に社員が参加しているとか、入札の加点に繋がるみたいな企業にとってもメリットがあればよいと思いました。

あと、第12条の自主防災組織等の活動促進のところなんですけど、共助というのは、自分の地域間の中での助け合いだけではなく他の地域でも助け合うという体制と捉えている。ですので、共助の捉え方をもう少し広めて、広い範囲で考えられるような文言がここにもあってもいいのではないかなっていうふうに感じました。

○小山内委員への回答／第7条～第12条（県民等の防災活動、事前の備え）

（気田 防災危機管理課長）

いくつか答えられる範囲でお答えしたいと思います。共助につきましては、第2条第8号の定義の部分で共助を規定しておりまして、県民等及び災害支援団体が協力して県民を災害から守ることをいうという書き方をしております。前回は災害支援団体の支援の共助というご意見がございましたので、それを反映して現在共助はこういう定義をしておりますが、さらに幅広くということであれば、改めてご意見詳しくお伺いして定義の方を改めるなり対応させていただきたいと思います。

消防団の関係でソフト面の環境整備の部分についてももう少し具体的に書いた方がよろしいのではというご意見については工夫をさせていただきます。メリット等につきまして、消防団は、すでに消防庁の方で登録制度というものがございまして、消防団の活動に協力的な事業所に対して、要件を満たせばステッカーを配布したり、入札の加点とかについてはすでに対応しているはずですので、そのような取組は実はすでになされているということはお紹介しておきたいと思います。

○意見交換／第7条～第12条（県民等の防災活動、事前の備え） （小山内委員）

ありがとうございます。ただ、どこまでそれを事業主に知られているかという部分は疑問に思いますので、ぜひ広く広報していただければと思います。

○小山内委員への回答／第7条～第12条（県民等の防災活動、事前の備え）

（気田 防災危機管理課長）

おっしゃるとおりでございます。まさしく防災も県民の方々に知っていただくというのが非常に難しい。消防団についても、広報しても届いていないのかなというところはおっしゃるとおりでございますので、より一層努力していきたいと思っております。

○意見交換／第7条～第12条（県民等の防災活動、事前の備え） （立岡座長）

小山内委員、最初の消防団活動の範囲の話ですが、これはもう消防団の組織の中での活動になると思います。確かに活動したい人がいても活動できなかつたり、やりたい業務ができなかつたり、様々な現状があると思っておりますので、この辺は消防団の問題であるのかなと思います。

実際、消防団は装備も持っていますし、しっかりと消防団が機能すれば地域の防災力は本当に上がるんじゃないかと思っております。

これは条例とは全く関係ない話で恐縮ですが、弘前においては4年制の大学が4大学、短大が2大学あるのですが、そこで連携して学生消防団を作ろうかなと考えております。学生は、災害があれば遠方から来てる人もなかなか帰れません。そこで、若い力をしっかりと教育すれば大規模災害時に非常に役に立つのではないかと考えてます。こういった形で、機能別で大規模災害に特化した学生消防団の結成みたいなのも今後出てくるのではないかと考えてます。

○意見交換／第7条～第12条（県民等の防災活動、事前の備え） （北向委員）

先ほどの小山内さんの女性消防団員の役割の話を受けて、第9条のところでも個々の知識や技能、スキルを活かすような体制を整えていくとかですね、そういう形で改めて強調してもいいのかなというのを感じました。

あと、第10条第2項で「定期的に点検する」と書いてますが、NHKがBCPについてのセミナーを取材したときに、点検はしても実際の訓練はやってないというところが結構あるので、訓練というものをどこかに入れるとよいのかなと感じました。セミナーの中でも自分の県が被災した場合は県外企業との連携という話が必ず出てくるということで、これを進めるような文言をどこかに入れ込んでもよいのではないかと感じました。

○意見交換／第7条～第12条（県民等の防災活動、事前の備え） （船橋委員）

第8条のところ、3日間の備えという文言はやはり条例には入れられないのでしょうか

か。

○船橋委員への回答／第7条～第12条（県民等の防災活動、事前の備え）

（気田 防災危機管理課長）

条例については、普遍的な部分を規定したいというのをございまして、具体的な日数とかそういう部分はなるべく規定しないように心がけておりました。

○意見交換／第7条～第12条（県民等の防災活動、事前の備え）（船橋委員）

もう一つ、ここの部分ではないのですが、お話ししておきたかったのが、こういう条例を作るにあたって、モニタリング制度的なものもあればいいかなと思ったんですけども、やっぱり条例は作りっぱなしではなくて、定期的に評価、検証して行って、継続的に改善とかが必要なのではないかと思ったので、提案させていただきました。

○意見交換／第13条（県民等の防災活動、発災前後の避難行動）（葛西委員）

受援力のところで、自分で頑張ろうというふうに取り取れてしまうんです。ですので、特に要配慮者の方々に対して、支援を受けてもいいんですよというものを県民の役割として入れてもよいのかなと思います。

○葛西委員への回答／第13条（県民等の防災活動、発災前後の避難行動）

（気田 防災危機管理課長）

確かに個別避難計画を作るときに、要支援者の方がまず了解しないと先に進まないということになりますので、おっしゃるとおり、そのような内容を入れられるか検討したいと思います。

○意見交換／第13条（県民等の防災活動、発災前後の避難行動）（立岡座長）

それでは、次に県民等の防災活動、発災前後の避難行動について、ご意見のある方、挙手をお願いいたします。

○意見交換／第13条（県民等の防災活動、発災前後の避難行動）（米田委員）

先ほどの話のあった受援力は、第13条に入るのではないかと思います。

○意見交換／第13条（県民等の防災活動、発災前後の避難行動）（北向委員）

最近、NHKでデマなどの不確かな情報を発信、拡散しないということを放送でもよく言うのですが、一方で、正確な情報を得て、それを必要に応じて、例えば、友人や知人とSNSなどで共有してくださいということを放送でもよく言うようになっていまして、例えば、正確な情報を得るよう努めるとともに、必要に応じて地域などで共有し、避難行動につなげ

るとか、そういうものがあったでもいいのかなと思いました。

○意見交換／第13条（県民等の防災活動、発災前後の避難行動）（米田委員）

今日来る前にA Iに色々聞いたところ、対策として、衛星通信とか太陽光発電による独立通信ラインの導入みたいなことをやっておく必要がありますというアドバイスを頂戴しました。

○意見交換／第13条（県民等の防災活動、発災前後の避難行動）（中里委員）

先ほど北向委員からもお話があったように、先日の津波の時に避難しなかった方にお話を伺い、テレビもラジオも見えてないし、分からなかったというご意見をいただいた時に、それはメディアとして普段から見られる、聞かれるものを作っていくという私たちの使命でもあります。ただ、そういった方も中にはいらっしゃると思うんですね。

青森県は第一次産業が多いので、お一人という方もいらっしゃると思うので、そういった方たちのための、第13条第3項のところですね、声がけとかも入れてもいいのかなと思いました。

津波とかもそうですけど、海から上がってくる時に、津波が来るぞとか、そういったことを、声をかけながら、その場にいる方に大きな声で言いながら避難するというのも緊急時には必要なことなのかなと思いました。

○意見交換／第13条（県民等の防災活動、発災前後の避難行動）（立岡委員）

条例とは関係ないんですけど、うちの大学において、去年台湾地震があった際に、沖縄県の方が、皆さんスイッチが入って避難行動に移ったんですね。移ったんですが、沖縄はメイン道路が一つしかなく、渋滞して逃げられなかったことにもなりました。

実は今、沖縄から一人学生が来ておりまして、その学生がどうして避難行動に移ったかというのを今調査しております。今まで津波警報が来てもほとんど逃げていなかった。でも、去年の台湾地震では、沖縄県民と、特に宜野湾市中心に結構な人が避難した。どうしてスイッチが入ったかというところを今明らかにしようとしていますので、もしそういったことがわかれば、また情報提供させていただきたいと思います。

次に県民等の防災活動、避難生活の方で何かご意見のある方はお願いいたします。

○意見交換／第14条（県民等の防災活動、避難生活）（三上委員）

避難所の開設は自治体が行って、運営は避難した県民が自らやるということ、防災士の講義を受講して初めて知った部分でもあるんですね。なので、第14条、冒頭の部分で避難所の開設は自治体が行うなど、そういうものがあった方が、その明確な違いを認識できるので、理解しやすいのかなと思いました。

○意見交換／第14条（県民等の防災活動、避難生活） （小山内委員）

今のご意見ですが、マニュアル的には、自治体が鍵を開け、その後の避難所では自主防災組織とか、地域の方々ということにはなっていますが、能登半島の時も行政職員がなかなか来れなくて開けられなかったとか、出て来るのを待つのではなくて、窓ガラスを割ってでもとにかく開けましょうというふうになってるんですね。

なので、条例に入れちゃうと、それが決まりごとになって、みんな待っていきやいけないというふうになってしまう可能性があるんで、そこはきちんと検討する必要があるのではないかなと感じました。

それで、私の意見なんですけども、ここは避難生活という括りですよ。避難所における生活環境の確保と書いてあるのですが、避難所だけではなくて、その後の仮設住宅であったり、あとは在宅避難という方もいらっしゃるんで、そういった方々への見守り、助け合いも必要だということも書いてあった方がいいのではないかと思います。

○意見交換／第14条（県民等の防災活動、避難生活） （北向委員）

まさに小山内委員がおっしゃっていたそのとおりで、必ずしも避難所に行かないというか、青森中央学院大学の中村先生と取材でお話した際に、とにかく避難所に行くという思考は変えないといけないという話をすごく強調されていて、今回、避難所における生活環境の確保と書いてますけども、在宅避難とかですね、あるいは知人のところに避難しましょうみたいなですね、第何条かで入れてもいいのかなというように考えてます。

私も熊本地震とか、実際避難所の中継などを担当しましたが、そこで思ったのが、やはり在宅避難していると情報が届かないとか、お弁当も配達されないとか。そのようなことが実際に起きていたので、なかなかそこまでサポートが回らないんだということを実感しています。

ですので、避難所にいない方々へのサポートについては何か文言として入れてあってもいいのかなと思いました。

○北向委員への回答／第14条（県民等の防災活動、避難生活）

（気田 防災危機管理課長）

趣旨的な部分で確認させていただきたいのが、小山内委員がおっしゃったのは、どちらかというと、住民同士の助け合いという観点で、条例の趣旨からご意見いただいたのかなと思っただけですが、公助の部分で在宅避難者への支援というのは、それは当然必要なのですが、この条例の規定上は公助の支援は入れることが難しいと考えます。

その施策に反映させる部分と条例に反映させる部分はこちらの方で仕分けをするということでお話をしておりましたが、小山内委員の御意見と同様という趣旨だったので確認させていただきました。いただいたご意見はこちらの方で整理をさせていただきます。

○意見交換／第14条（県民等の防災活動、避難生活）（葛西委員）

避難所の方法としては、先ほど聞いたとおりだなと思うんです。

時間軸の絡みもあるので、例えば仮設住宅まで入れるかとなると、この条例だと時間軸がだいぶ先かかっていうふうに思うのですが、在宅避難者についての方向性を条例でどう規定するのか。

在宅避難者の方が課題になっていくのは間違いないことなので、もし大変でなければ、地域の相互の支え合い活動という中で条例に入れることができないかと思いました。

○意見交換／第15条（県の施策）（立岡座長）

それでは第15条、県の施策の方に移っていきたいと思います。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

○意見交換／第15条（県の施策）（小山内委員）

私が人権尊重型の研修ということをお話しした時に、課長の方から、第15条に入るのかなというお話があったので、ぜひ第15条にそういう文言も入れていただければいいなと思います。

もう一つ、これは全体的なことですが、先ほど船橋委員が、条例は作るだけではなくて、その後の評価が大事だというお話がありました。私としても、この条例を作って、それを県民の皆さんに見える化する必要があるかなというふうに思います。よくロジックモデルを作って、最終的な目標は何で、そこに向かって、長期的アウトカムとか中長期アウトカム、短期アウトカム、だから平時においてこういう活動が必要なんだよっていうのを総合的に何か見えるものを、条例だとちょっと違うかもしれないのですが、県民に対して示す必要があるのではないかと思います。そうじゃないと、避難所とか避難行動とか県民自身が縦割り感じて、何を目指してこういうことが必要なんだっていうところが、理解しにくくなるかなというふうに思うので、ぜひそういうロジックモデルを示した上で、ちゃんと指標を作って評価しながら進めていくことが大事ではないかなというふうに思いました。

そのロジックモデルを作るにあたっては、やっぱり県が作るというよりも、ちょっと条例と違う話になりますけども、県民のいろんな立場の方の意見を聞きながら、このロジックモデルに落とし込んで県民に示していくっていうような、そういうワークショップなどもやってですね、分かりやすく県民の方々に受け入れていくか、県民がやらなきゃいけないっていうふうに思えるような、そして「じぶんごと」として考えられるような形にしていくことが必要なのではないかなというふうに思ったところです。

○意見交換／第15条（県の施策）（米田委員）

第15条の中に出てくる内容は、備蓄の促進及び資機材の点検みたいなのは重要で、積極的にやりましょうみたいなことを書いているけれども、普及啓発というよりも、あり方

を見直ししますというのはやはり必要なというふうに思っていて、少なくとも備蓄と自主防災組織のあり方を見直しをしないと維持できないというふうに思っている。

それから、市町村との連携も見直しをしないと、多分やりたくてもやれないっていうか、どうやってやったらいいかわからないみたいなことがあると思うので、そこはあり方の検証も含めて県は取り組むんですよぐらいまでは書いた方がいいと思っているし、具体的にじゃあ何をやるのっていうと、例えば、前も話したかもしれないけど、備蓄はローリングストック大会みたいな、非常食を食べてみましょうということを学校でやるとか、他の地域だと、やろうよみたいなものをやるとか、プチ自慢大会みたいな、うちの防災はこんなのだぜ、みたいなイベントをやるとか、情報をただ伝えればいいとか、連携の仕方を変えましょうだけじゃなくて、こうあり方をこう見直してください、具体的にはここですよ、みたいなのが後ろにあるといいんじゃないのかなということのを思いました。

災害中間支援組織は作る必要があると思うので、それに取り組みます、みたいのは、政策の柱の一つとして書けるのであれば書いた方がいいのかなという気はします。

○意見交換／第16条（防災啓発週間） （立岡座長）

続いて、第16条の防災啓発週間について、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

（意見なし）

大丈夫でしょうか、それでは、次に進めます。

○意見交換／第17条（財政上の措置） （立岡座長）

第17条の財政上の措置、こちらについてご意見がある方は挙手をお願いいたします。

（意見なし）

こちらにも意見がないようですので、一旦ここで休憩を取りたいと思います。

前半部、お疲れ様でした。

< 10分休憩 >

○意見交換／前文 （立岡座長）

それでは、時間となりましたので、次の項目に移りたいと思います。

最後に、条例案の前文についての意見交換ですが、まず事務局の方から説明をいただきたいと思います。

○前文説明／前文 （気田 防災危機管理課長）

前文につきましては、直接的な規定ではないんですけれども、ある程度自由に文言を入れ込める部分にはなっております。これからご意見をいただきたいのですが、先ほどの説明で、この条文を読み上げておりませんでしたので、改めて読み上げさせていただきたいと思

います。

全体的に網掛けしてるとおり、4つのパートに分かれてございます。

まず冒頭は、自然環境、過去の災害、災害リスクということで、本県の自然環境等について触れております。

私たち青森県民は、美しく豊かな自然に囲まれ、海の幸、山の幸の恩恵を受けながら日々の生活を送っている一方で、自然は、地震、津波、大雨などの災害により、私達を命の危険に直面させることがあること。青森県は、県土全体が半島地域ともいえる特徴を有し、大規模な災害の際には孤立地域が発生するリスクがあることに触れております。

次は、公助の意思表示と公助の限界についてであり、災害時、県や市町村は、住民の生命、身体、財産を守るため、被災者の救助や支援に取り組むものの、災害の規模が大きいほど、県や市町村による公助の支援がすべての住民に行き渡るのに時間がかかることに触れております。

そして、自助、共助の重要性として、災害から自分自身や大切な人の命を守るためには、公助が届くまで、自分や地域の力、すなわち自助や共助の力で対応することが求められること、県民一人ひとりが災害のリスクを正しく認識し、地域が一体となって防災力の向上を図っていくことが必要であることに触れています。

最後に、宣言として、私たちは、防災に関する基本理念を広く共有し、県民の防災への関心を高め、主体的な防災の取組を促進することにより、災害に強い青森県づくりを実現するため、この条例を制定するという形で締めくくっております。

以上になります。

○意見交換／前文（立岡座長）

前文はですね、法令、制度の趣旨や目的、基本原則を述べた文書です。

前文は、具体的な法規を定めたものではないため、その意味で、前文の内容から直接法的効果が生じるものではありませんが、各条文の規定とともにその法令の一部を構成し、各条項の解釈の基準を示す意義を有すると解されております。

こうした性質を踏まえ、今回事務局から示された前文について、ご意見のある方はご発言をお願いしたいと思います。

○意見交換／前文（三上委員）

青森という地域を考えた時に、大雪という文言も入れていただきたいなと思いました。

○意見交換／前文（米田委員）

今できていることが10年後もできるわけじゃない。だから今よりもちゃんとやらなければいけないんだよということをぜひ加えた方がいいと思います。人口は減るんだし、自分の力で逃げられない人間がたくさん増えるわけだし、今できてるからいいということは駄

目ですよねということを書いた方がいいんじゃないかなと思います。

○意見交換／前文（小山内委員）

前文に入れるかどうかよくわかんないんですけども、防災、減災というのは本当に平時からの取り組みがすごく重要だということを前もってちゃんと県民の方に伝えておく必要があるのではないかと感じました。だから平時における研修や訓練もですが、日常生活の一つ一つが、災害時の困難に繋がったりするので、平時からの取組がとても大事だということも改めてどこかに入れていただければなと思いました。

○意見交換終了（立岡座長）

その他ご意見は大丈夫でしょうか。

（意見なし）

それでは本日の全ての議題が終了しましたので、意見交換の時間はここまでといたします。

皆様、大変ありがとうございました。事務局におかれましては、本日述べられた意見を整理し、県としての対応を検討の上、第3回目の検討会議に向けた準備をしてくださるようお願いいたします。進行を事務局へお戻しいたします。

○議事進行（司会：蒔苗防災危機管理課長代理）

立岡座長、ありがとうございました。最後に、閉会にあたりまして、危機管理局次長の佐藤からご挨拶がございます。

○次長挨拶（佐藤危機管理局次長）

長時間にわたり、たくさんのご意見をいただき、ありがとうございました。

本日頂戴しましたご意見等を踏まえ、自助、共助の推進が充実する防災条例となるよう、事務局においてさらなる検討を行って参りたいと存じますので、引き続きご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○閉会（司会：蒔苗防災危機管理課長代理）

それでは、以上を持ちまして本日の会議を終了させていただきます。

なお、第3回の会議につきましては、9月頃の開催を予定しております。詳細につきましては、別途事務局からご連絡させていただきます。

本日は、長時間にわたりご議論いただき、ありがとうございました。